

## 「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する取扱要領」の作成上の注意事項

2026年6月16日 作成  
日本証券業協会

### 【凡例】

略称	正式名称
本規則	特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

## I. 一般的注意事項

- 取扱協会員は、本規則第12条の規定により、特定投資家等に対する取引に関する事項として、同条第1項各号に定める事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならないこととされている。また、当該社内規則の内容に基づき「取扱要領」を作成し、本協会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。
  - ※ ただし、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」に基づき行われる投資勧誘については、上記手続き（社内規則の制定、取扱要領の作成等）は不要とする。
- 取扱要領は、本規則に基づき当社が行う業務に特有の事項の概要を記載することにより、取扱協会員各社における手続きや管理、投資者が行うべき手続などについて、投資者に対し明らかにするものである。
- このため、取扱要領の内容については、必要に応じ図表を用いるなどして、分かりやすく記載する必要がある。また、本規則に基づく投資勧誘は、金商法上の行為規制が適用されない特定投資家と、金商法上の行為規制が適用される準特定投資家（一般投資家）の双方を対象にした制度であることから、適合性の原則の遵守など一般投資家である準特定投資家のみにも適用される規制も存在する。そのため、記載内容については、投資勧誘を行う投資者の範囲や勧誘の方法に留意したうえで、それぞれの投資者に誤解を生じさせることのないよう注意しなければならない。
- また、取扱要領は、本規則及び以下により記載が必要とされている事項に加えて、各項目に関連した事項を適宜追加して記載することができる。

## II. 個別注意事項（表題等）

### 1. 表題

- 「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する取扱要領」とすること。

### 2. 取扱協会員名

- 表題の次に右寄せで、取扱協会員の商号を、「株式会社」を含む正式名称（例：〇〇証券株式会社）で記載すること。

### 3. 前文

- 前文として、例えば、次の内容を記載すること。

「当社は、日本証券業協会の自主規制規則「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」に基づき当社が行う業務に関して、この取扱要領を定め、公表いたします。」

## Ⅲ. 個別注意事項（内容）

### 1. 法令遵守等

#### 【作成上の注意事項】

- 次に掲げる事項を記載すること。

- ◆ 取扱協会員は、本規則に基づき行う業務に関して、法令規則等を遵守しながら適正に遂行するための態勢を整備し、取引を公正かつ円滑に行う旨
- ◆ 取扱協会員は、日本証券業協会より、取扱協会員としての指定を受けて、本規則に基づき業務を行う旨

（関連条項） 本規則第1条、第12条、第13条

### 2. 検証及び審査

#### 【作成上の注意事項】

- 次に掲げる事項について記載すること。

- ◆ 取扱協会員が本規則に基づき行う業務は、特定投資家又は準特定投資家のみを対象にしている旨（株主への売却に係る勧誘を除く）
- ◆ 本規則第8条第1項各号に基づき新たに特定投資家又は準特定投資家に対して投資勧誘を行おうとする有価証券につき、その特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う顧客の範囲や勧誘方法について検証し、かつ、投資勧誘を行う場合は、当該検証した顧客の範囲に適合することを確認する旨
- ◆ 上記検証にあたっては、社内規則に従って厳正に検証及び審査を行う旨
- ◆ 検証及び審査の項目並びに手法の概要
- ◆ 発行者に係る反社会的勢力の排除に関する取組み
- ◆ 発行者及びその関係者が反社会的勢力との関係性を有していないかの審査を行う旨
- ◆ 上記反社会的勢力に係る審査に際して、発行者との間で反社会的勢力の排除等に関する内容（発行者が反社会的勢力でない旨、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当社の申出により当該発行者が発行する有価証券等の取扱いに係る契約が解除される旨等）の契約を締結する旨
- ◆ 会員等からの委託により特別会員が投資勧誘を行うにあたって、上記検証及び審査等を委託元の会員等と委託先の特別会員のいずれか一方が行うこととしている

場合においては、当該行為の主体及び当該行為の主体でない者は当該検証及び審査等が適切に行われていることを確認する旨  
(関連条項) 本規則第3条、第8条、第12条、第20条

### 3. 勧誘時の情報の提供及び説明書の交付

#### 【作成上の注意事項】

➤ 次に掲げる事項について記載すること。

- ◆ 本規則第8条に基づき、顧客に対して投資勧誘を行うまでに、顧客に店頭有価証券に係る「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第6条第3項第1号に掲げる様式及び当該様式の「記載上の注意」に基づく情報（以下、「特定証券情報に準じた情報」という。）の提供を行う旨（特定証券情報に準じた情報について、自社又は発行者のウェブサイトにおいて、払込期日までの間継続して公表する方法で行う場合があるときにはその旨。）
- ◆ 個別銘柄に係る説明書の交付及び説明を行う旨
- ◆ 個別銘柄に係る説明書の記載項目
- ◆ 会員等からの委託により特別会員が投資勧誘を行うにあたって、特定証券情報に準じた情報の提供を委託元の会員等と委託先の特別会員のいずれか一方が行うこととしている場合においては、当該行為の主体及び当該行為の主体でない者は当該特定証券情報に準じた情報の提供が適切に行われていることを確認する旨

(関連条項) 本規則第6条、第11条、第20条

### 4. 発行者による定期的な情報提供

#### 【作成上の注意事項】

➤ 次に掲げる事項について記載すること。

- ◆ 本規則第8条第1項各号に基づく投資勧誘により有価証券を保有するに至った顧客に対して、発行者により、会社法に基づく計算書類及び事業報告の提供が行われていることを確認する旨
- ◆ 発行者による定期的な情報提供を委託元の会員等と委託先の特別会員のいずれか一方が行うこととしている場合においては、当該行為の主体及び当該行為の主体でない者は、発行者により当該情報の提供が適切に行われていることを確認する旨

(関連条項) 本規則第7条、第20条

### 5. 取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求

#### 【作成上の注意事項】

➤ 次に掲げる事項について記載すること。

- ◆ 本規則に基づく投資勧誘により店頭有価証券について初めて買付けをしようとする場合、店頭有価証券のリスクを記載した説明書を交付し説明を行う旨

- ◆ 上記説明書に記載された事項を理解し、顧客自身の判断と責任において取引を行うとの書面による確認書を受け入れる旨
- ◆ 会員等からの委託により特別会員が投資勧誘を行うにあたって、上記説明書の交付及び確認書の徴求を委託元の会員等と委託先の特別会員のいずれか一方が行うこととしている場合においては、当該行為の主体及び当該行為の主体でない者は当該説明書の交付及び確認書の徴求が適切に行われていることを確認する旨

(関連条項) 本規則第 10 条、第 20 条

## 6. 店頭有価証券の取引及び受渡し

### 【作成上の注意事項】

- 次に掲げる事項について記載すること。
  - ◆ 顧客が取引等に関する情報を照会する場合の照会方法・照会先
  - ◆ 顧客による取引の申込み方法・申込み先
  - ◆ 取引に当たっては、取扱協会による不正取引行為についての確認手続きを経ていただく必要がある旨
  - ◆ 取扱協会による当該取引に係る受渡しの方法・時期

(関連条項) 本規則第 12 条第 1 項第 4 号、同項第 5 号

## 7. その他

- その他協会が必要と認める事項について記載すること。

以 上